

ビジネス・知的所有権機関
(B I P A)
(ナミビア)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 NA	ビジネス・知的所有権機関 (BIPA)(ナミビア) 国内段階に入るための要件の概要	概要 NA
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合は、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合は、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料 ¹	通貨：ナミビア・ドル（NAD） 特許： 出願手数料 …………… NAD 12 更新手数料： －3年目から6年目まで、各年 …………… NAD 8 －7年目から9年目まで、各年 …………… NAD 12 －10年目から20年目まで、各年 …………… NAD 20	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

NA	ビジネス・知的所有権機関 (BIPA)(ナミビア)(続き)	NA
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>いかなる場合にも出願人は代理されなければならない。代理人選任書類(委任状等)が要求される²。</p> <p>国際出願の翻訳文1通</p> <p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3, 4}</p> <p>出願人が発明者でない場合には発明の資格についての証拠^{3, 4}</p> <p>出願人が先の出願を行っていない場合には優先権主張の資格についての証拠^{3, 4}</p> <p>国際出願日の後に出願人の名称又は名義変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類⁴</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト又は表</p>	
誰が代理人として行為できるか?	ナミビアで登録されている代理人又は弁護士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。